



中小企業経営安定資金[一般対策]

売上減少や取引先の倒産により経営の安定に支障を来たすおそれがある方に運転資金を融資し、経営の安定を支援する制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- ① 最近3か月間の平均売上高（建設業にあっては、完成工事高。以下同じ。）が前年同期の平均売上高に比較して、おおむね10%以上減少しているもの
- ② 直近で経常損失が発生しているもの
- ③ 最近の売上高対経常利益率が前年に比較して低下しているもの
- ④ 最近3か月間の流動比率又は当座比率の平均が次表に該当するもの

業種	流動比率	当座比率
製造業・建設業・サービス業	100%以下	70%以下
卸・小売業	120%以下	70%以下
- ⑤ 最近の流動比率及び当座比率等資金繰り関連諸比率が悪化していると認められるもの
- ⑥ 取引先の倒産により、その経営が著しく不安定になると認められるもの
- ⑦ 中小企業信用保険法第2条第5項の各号に定める特定中小企業者（※裏面参照）として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証（セーフティネット保証（※裏面参照））の対象となるもの
- ⑧ 岩手県信用保証協会の支援を受けて事業再生計画を策定し、当該計画について岩手県信用保証協会が設置する再生審査会の審査を受けて、求償権消滅保証の対象となるもの
- ⑨ 電気料金（燃料費調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）値上げ後の最近3か月の電気料金が前年同期と比較して増加するもの

融資条件

資金用途	運転資金									
融資限度額	8千万円以内 ・セーフティネット保証を適用する場合は、別枠で8千万円以内									
融資期間	15年以内（据置期間3年以内）									
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり <table border="0" data-bbox="422 1624 1069 1736"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>年2.1%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 10年以内</td> <td>年2.3%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超 15年以内</td> <td>年2.5%以内</td> </tr> </table> ・セーフティネット保証（1号～4号・6号）を利用する場合は、年0.1%引下げ	融資期間	3年以内	年2.1%以内		3年超 10年以内	年2.3%以内		10年超 15年以内	年2.5%以内
融資期間	3年以内	年2.1%以内								
	3年超 10年以内	年2.3%以内								
	10年超 15年以内	年2.5%以内								
保証料率	経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% 求償権消滅保証を利用する場合は、経営状況に応じ年0.5～1.6%（9区分） ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。									
担保	金融機関の所定の条件									
保証人	原則として法人における代表者を除き不要									

特定中小企業者、セーフティネット保証について

特定中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき経済産業大臣が指定する『取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻』等の要件に該当し、経営の安定に支障を生じている者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者です。

セーフティネット保証とは、特定中小企業者に対して、低保証料率、保証限度枠の別枠化により円滑に保証を行う制度です。

詳細につきましては、中小企業庁HP (http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) を参照願います。

要件

- 1号：連鎖倒産防止
大型倒産（再生手続開始申立等）により指定を受けた企業に債権等を有する中小企業
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
- 3号：突発的災害（事故等）
突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
- 4号：突発的災害（自然災害等）
突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号：取引先金融機関の破綻
破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡
RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

申込手続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ取扱金融機関にお申込みください。

〈取扱金融機関〉

普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

なお、融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索



中小企業経営安定資金[原油高対策]

原油・石油製品の価格上昇により影響を受けている方に対して運転資金を融資し、経営の安定を支援する制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれにも該当する方
なお、該当の可否については、お近くの商工会・商工会議所での確認となります。

① 原油等(※)の仕入価格が10%以上上昇していること

原油等の仕入価格（最近1か月間の平均仕入単価）が、過去3か年のいずれかの年の同期の原油等の仕入価格と比べて10%以上上昇していること

※ 原油等：原油及び石油製品（揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む））が想定されます

② 原油等の仕入価格が、売上原価の10%以上を占めること

申込時点で、原油等の仕入価格が製品等に係る売上原価の10%以上を占めていること

③ 原油等の仕入価格上昇を、製品販売価格に転嫁できていないこと

最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、過去3か年のいずれかの年の同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること

融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額	8千万円以内
融資期間	15年以内（据置期間3年以内）
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり 融資期間3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内 ・セーフティネット保証（1号～4号・6号）を利用する場合は、年0.1%引下げ
保証料率	経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

申込手続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ取扱金融機関にお申込みください。

＜取扱金融機関＞

普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

なお、融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541

FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索



中小企業経営安定資金[災害対策]

災害救助法の適用対象となった災害の影響により経営環境が悪化している方に対して運転資金を融資し、経営の安定を支援する制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、災害救助法の適用対象となった災害発生後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる方

融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額	8千万円以内 ・セーフティネット保証を適用する場合は、別枠で8千万円以内
融資期間	15年以内（据置期間3年以内）
融資利率	<u>固定金利</u> 融資期間に応じて次のとおり 融資期間3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内 ・セーフティネット保証（1号～4号・6号）を利用する場合は、年0.1%引下げ
保証料率	経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

申込手続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ取扱金融機関にお申込みください。

〈取扱金融機関〉

普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

なお、融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541

FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索



中小企業経営安定資金〔経営改善サポート〕

被災企業など事業再生に取り組む方に対して、事業再生計画の実施に必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証制度要綱の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、中小企業再生支援協議会や岩手県産業復興相談センター等の支援により作成した事業再生計画に従って、計画の実行及び進捗の報告を行う方

融資条件

資金用途	設備資金・運転資金（事業計画の実施に必要な資金に限る）
融資限度額	8千万円以内
融資期間	設備資金 15年以内（据置1年以内） 運転資金 15年以内（据置1年以内）
融資利率	<u>変動金利</u> 融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年1.9%以内 3年超 10年以内 年2.1%以内 10年超 15年以内 年2.3%以内 ・融資実行後、融資を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分が変動（手形貸付は除く）
保証料率	事業再生計画実施関連保証を付し、年0.6% ・責任共有対象外の既往借入金を借り換える場合は、年0.8% ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

申込手続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ取扱金融機関にお申込みください。

〈取扱金融機関〉

普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

なお、融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索